

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B在の会社C支店において就労していたところ、平成○年○月○日、碎石現場において、碎石運搬車のタイヤに空気を充填しパンク箇所がないかを点検中、タイヤが破裂して（以下「本件災害」という。）、左半身を負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「左第4中手骨骨折、左尺骨遠位端骨折」と診断され、その後、平成○年○月○日、E病院に転医し「左上肢複合性局所疼痛症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、同年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。

本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学的意見から判断して、左上肢の機能障害と神経症状である。

(2) 左上肢の機能障害

ア 左肘関節

障害認定調査復命書添付の上・下肢等関節角度測定表（以下「測定表」という。）によれば、肘関節の主要運動である屈曲・伸展の可動域角度（両者の可動域角度を合計した値）は80°であり、健側の可動域角度（145°）の3/4以下に制限されていることから、当審査会としては、関節の機能に障害を残すものに該当すると判断する。

イ 左手関節

平成○年○月○日付けF医師作成の診断書（以下「診断書」という。）及び測定表によれば、手関節の主要運動である屈曲・伸展の可動域角度（両者の可動域角度を合計した値）は100°であり、健側の可動域角度（140°）の3/4以下に制限されていることから、当審査会としては、関節の機能に障害を残すものに該当すると判断する。

(3) 左上肢の機能障害に係る障害等級

以上のとおり、請求人の左上肢には、上記（2）の障害が認められるが、このうち、肘関節及び手関節の機能障害は、障害等級表上同一系列の障害となる。この点、請求人に残存する左肘関節及び左手関節の機能障害は、それぞれに「1

上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」(障害等級第12級の6)に該当することになることから、労災則第14条第3項の併合の方法を用いて準用等級を定めると、準用第11級となる。

(4) 左上肢の神経症状

請求人の左上肢には、本件傷病が認められるところ、請求人の本件傷病は、請求人の自訴及び医学的意見から、タイプIの反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)に分類されるものである。

反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)の障害等級の認定については、厚生労働省労働基準局長が「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」(平成15年8月8日付け基発第0808002号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当であると認めることから、以下、認定基準に基づき検討する。

認定基準においては、関節拘縮、骨の萎縮、皮膚の変化という慢性期の主要な3つの症状(以下「3要件」という。)について、健側との比較において著明に認められる場合に限り、反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)による障害であると判断するものとされている。

この点について、診断書において、傷病名を左上肢複合性局所疼痛症候群と記載し、平成○年○月○日付け意見書においては、①手関節拘縮、②X線像で左橈骨遠位、尺骨、手根骨に骨萎縮あり、③皮膚温(サーモグラム)で左手の冷感が著明に認められる等と述べている。また、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、要旨、「平成○年○月○日時点で本件傷病の発症が確認されたと思われる。請求人に発症した左上肢複合性局所疼痛症候群は重篤ではない。」と述べ、障害の程度を「通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの」と述べている。

当審査会としては、同医師の意見は妥当であり、請求人の3要件の症状は軽度であるとしても、認定要件は満たしており、「通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの」(第12級の12)に該当していると判断する。

(5) 請求人に残存する障害の障害等級

上記のとおり、請求人に残存する障害のうち、左上肢の機能障害については、複合性局所疼痛症候群(反射性交感神経性ジストロフィー)によるものと認め

られるも、労災則第14条第3項にかかわらず、同一部位については、機能障害と神経症状とのいずれか上位の等級をもって評価することとなることから、当審査会としては、請求人に残存する障害の障害等級は、左上肢の機能障害の障害等級である準用第11級をもって当該障害の等級とすることが相当であると判断する。

なお、請求人及び再審査請求代理人は、肩関節の機能障害についても、本件傷病によるものと主張しているが、請求人の本件災害による受傷部位は左第4中手骨骨折及び左尺骨遠位端骨折であると認められるところ、F医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、左肩関節の可動域が制限されている原因については不明と述べており、肩関節の可動域について制限がもたらされているとしても、本件災害の影響によるものとは判断できないことから、当該主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えることは明らかであることから、本件処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。